平成２１年（フ）第２３５０号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟202号
債務者　潮崎　京子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南羽根60番地303号
債務者　黒島　明子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８５２号
兵庫県姫路市辻井３丁目３番45号
債務者　竹中　和弘
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８５８号
兵庫県姫路市白国１丁目９番６－３号
債務者　濱田　富美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８５号
兵庫県加古川市別府町新野辺1328番地の１
債務者　多田　多美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８９号
兵庫県姫路市広畑区則直２番地８
債務者　山中　光司
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８９３号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目38番地　リバーサイド東夢前台301
債務者　青田　義彦
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１８号
兵庫県姫路市野里月丘町３番20―301号　月丘コーポラス、従前の住所兵庫県姫路市野里寺町16番地
債務者　西田　佳世（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７１号
奈良県橿原市木原町67番地の12　アルベール大和206号
債務者　脇山　由桂
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
奈良県橿原市石川町110番地の２第一マンション203号、前住所奈良県桜井市大字慈恩寺1000番地の166
債務者　倉田智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
奈良県橿原市曲川町６丁目２番24―１号
債務者　岡本　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
奈良県橿原市西池尻町320番地の15、前住所奈良県橿原市新賀町285番地の59
債務者　松井　浩子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
奈良県大和高田市南今里町６番22号、従前の住所奈良県大和高田市大字奥田145番地
債務者　栗田　咲子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
奈良県北葛城郡広陵町大字中196番地
債務者　植田　　明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番16―301号
債務者　吉村壽美夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
奈良県香芝市関屋562番地ベルハイツ102号
債務者　中野　行子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
奈良県北葛城郡王寺町久度１丁目16番８号
債務者　角田　　進
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係